

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「社会に貢献」「会社の発展」「社員の成長」を社憲に掲げ企業活動を通じて社会的責任を果たすとの認識の上にたち、経営の健全性、透明性、迅速な意思決定を重視しつつ企業価値を高める経営を目指しております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を一層高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アルメイト株式会社	2,874,000	13.66
アルインコ共栄会	1,206,800	5.73
井上雄策	591,556	2.81
井上敬策	574,640	2.73
株式会社アクトワンヤマイチ	536,900	2.55
井上康子	526,000	2.50
井上商事株式会社	500,000	2.37
アルインコ従業員持株会	489,222	2.32
株式会社近畿大阪銀行	451,000	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	339,200	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 第一部

決算期

3 月

業種

金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は中央ビルト工業株式会社に対して32.38%を出資し持分法適用会社としております。同社とは業務提携関係にあり相互に売買取引がありますが、経済合理性を基準とした取引を行っており、事業活動については独立性を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梨和 信	他の会社の出身者											
原 邦継	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梨和 信	○	——	上場企業勤務および経営コンサルタントとしての活動を通じて培われた見識や大局的な視点に基づいた経営の監視、監督を受けることは当社経営の公正性確保に資すると考えております。 経営陣をはじめとする特定の者と利害関係がなく、取締役として業務執行プロセスから経営を監視し、その透明性を向上させることができるものと判断しております。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
			永年にわたる金融機関勤務により培われた専門的な知識・経験を有することなどを総合的に勘案し、社外取締役として選任したものであります。 同氏は当社の顧問に就任しておりましたが経営陣とは独立しており、社内出身者とは異なる

原 邦継	○	——	広い視点からの助言をいただいております。 経営陣に対する継続的従属性はなく、また、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。 独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役と会計監査人は、会計監査人が策定する監査計画について意見交換を行っております。
会計監査人の監査には監査役が適時立ち会うとともに情報や意見の交換を行い、会計監査人の監査方法及び監査結果について把握できる様努めております。また期末決算については会計監査人から監査講評を受けて意見交換及び協議を行っております。

内部監査部門との連携については、常勤監査役は月1回開催される「監査報告会」のメンバーとして出席し、業務運営及び財産管理状態の実態把握に努めております。また、業務監査にあたっては監査役監査と監査室監査はそれぞれが独立して監査を行っていますが、監査役監査においては、内部監査状況を把握して実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
衣目 修三	公認会計士													
野村 公平	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			主に公認会計士としての専門的見地からの意見並びに取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため。 当社と利害関係はなく一般株主の立場より意

衣目 修三	○	——	見発信できる独立性を有しております。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
野村 公平	○	——	主に弁護士としての専門的見地からの意見並びに取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため。 当社の顧問弁護士が所属する事務所の代表の地位にありますが、同事務所との取引はありませんので、一般株主の立場より意見発信できる独立性を有しております。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、役職位を基本としていますが、業績連動性を重視した制度としており、一定のインセンティブ付与を実施していると考えております。

新たなインセンティブの付与については、必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額は、使用人兼務取締役に支給した使用人給与相当額を含まない支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬等については、当社及び当社グループの企業業績と株主価値の持続的向上に向けた取締役及び監査役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた範囲内において一定の基準に基づき決定しております。

(2)役員報酬等の内容

(イ)取締役報酬

取締役の報酬は、役職位を基本としておりますが、業績の一層の向上を図るため、業績連動性を重視した制度としております。

・基本報酬

役職位に応じた固定報酬と、前年度の業績達成度に応じた変動報酬からなり、経営環境等を考慮して適正な水準で設定しております。

・株式取得型報酬

役職位に定める割合を乗じた金額を支給し、一定の額を株式累積投資制度により当社株式購入に充当いたします。

・賞与

業績達成度を基本に経営環境、配当額等を総合的に勘案して決定しております。

なお、報酬水準につきましては、会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮し毎年見直しを行っております。

(ロ)監査役報酬

監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査する役割ですが、当社グループの企業業績と株主価値の持続的向上の実現という点では取締役と共通の目的を持っていることから、固定給に加え、常勤監査役に対しては業績に応じた変動給を一部取り入れております。

・基本報酬

本人の経験・見識や役割等に応じた固定報酬に加え、常勤監査役に対しては、前年度の業績達成度に応じた変動報酬を支給いたします。

・賞与

常勤監査役に対して業績達成度を基本に経営環境、配当額等を総合的に勘案して決定しております。

(ハ)役員報酬の内容

平成27年3月期に取締役及び監査役へ支払った報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役に支給した報酬等の総額 10名 226百万円(うち社外取締役 1名 4百万円)

監査役に支給した報酬等の総額 3名 24百万円(うち社外監査役 2名 8百万円)

(注)

1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与70百万円(取締役9名に対し65百万円、監査役1名に対し4百万円)が含まれております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役ともに取締役会の重要事項については、諸会議の議事録・稟議書等の閲覧、回付を通じて、当社の業務執行の状況を適時に把握できる体制をとっております。

総務部員1名が兼務スタッフとして社外監査役をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は「取締役会」「監査役会」制度を採用し経営の意思決定、執行並びに経営監視を行っております。

(1)会社の機関の内容

(イ)取締役会は社外取締役2名を含む12名で構成し当社グループ全般にわたる経営方針・経営戦略の策定、執行、重要事項の決定、執行役員の執行業務の決定、執行状況の監督等を行う機関として月1回の定例の他、必要に応じ随時開催しております。取締役会におきましては経営方針、業務執行に係る情報の共有化とコントロール機能が作動する様にすると共に監督の強化に努めております。また、取締役会及び主要会議には、常勤監査役が常時出席し取締役の業務執行状況を監視しております。

(ロ)常務会は常務取締役以上の役員を構成メンバーとし、月1回開催しております。常務会では、取締役会付議事項を含む重要事項について幅広い観点より検討審議すると共に必要に応じ担当部署の責任者の出席も求め、効率的で機動性のある業務執行体制を確保しております。

(ハ)当社は、平成19年6月より業務執行における最適な体制を構築すべく執行役員制度を導入しております。従来取締役が担っておりました経営方針の策定、執行等のうち業務の執行機能を分離し、順次経営の効率性と健全性を高めてまいります。

(2)監査役監査の状況

監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役会を原則月1回開催し、経営・倫理両面での監査体制を強化しております。また、全員が取締役会に出席し客観的な立場でその都度適切な提言・助言を行っております。社外監査役2名は公認会計士1名、弁護士1名からなり会計面や法的側面等の立場での提言等を含め専門分野からの監視機能の強化も図っております。また、常勤監査役は主要会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制を執るとともに、各事業所に対する業務監査及び子会社監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。監査役会としては監査要旨も踏まえ当社の課題について会長、社長と定期的に意見交換する場を設けております。

(3)内部監査の状況

全社的な組織の質的向上を図るべく監査室を設置しコンプライアンスの徹底並びに内部業務監査を強化しております。

内部監査については、監査室(6名)において当社及び子会社に対する業務監査、会計監査を実施しております。内部監査は年度計画に基づき実施する定例監査と、必要に応じ会長、社長からの特命事項について実施する特別監査があり、監査結果は毎月監査報告会を開催し、常勤監査役同席のもと会長、社長に報告しております。定例監査については過去の指摘事項の改善状況を踏まえ、主要な監査対象先を1年で一巡する体制を確保しております。

なお、内部監査を通じて検出された会計・財務に関わる重要な事象に関しては管理本部並びに会計監査人へ情報提供し、指導、助言を得る等相互連携に努めております。

また、各事業所監査を通じて把握した諸事象については取締役会にも報告され、啓蒙と改善を期しております。

(4)会計監査の状況

当社は株主総会の承認を得て、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法の計算書類、金融商品取引法の財務諸表の監査を受けておりますと共に、重要な事象につきましてはその都度指導を受ける等適時適正開示を常に意識して対応しております。監査結果は当社取締役会、監査役会に対して報告されております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

北本 敏(有限責任 あずさ監査法人)

神田 正史(有限責任 あずさ監査法人)

桃原 一也(有限責任 あずさ監査法人)

継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、その他8名

監査役監査と会計監査の相互連携については会計監査人の監査に適時監査役が立ち会っております。

(5)責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び社外監査役は、当社定款及び会社法427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該規約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と迅速な意思決定が可能な経営体制をとっております。

その上で社外取締役2名体制とすることにより、客観的・中立的な視点を当社の合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に活かすとともに、社外監査役2名を含む監査役の経営の監視・監督により、法令の遵守及び透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現行の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するよう努めています。
その他	当社は、株主総会招集通知を当社ホームページ(http://www.alinco.co.jp/ir/index.html)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(http://www.alinco.co.jp/ir/index.html)に情報開示基本方針として掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	日本証券アナリスト協会主催の会社説明会に参加し年数回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算及び期末決算発表後、決算内容や経営方針等についての説明会を開催しております。また、機関投資家向け個別ミーティングも随時実施しております。(東京)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.alinco.co.jp/ir/index.html)に決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、年次報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役管理本部長がIR担当役員となり、IR事務連絡責任者として常務取締役総務部長がこれにあたっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基準並びにコンプライアンスマニュアルにおいて、株主、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの立場を尊重するよう規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示基本方針に基づき情報開示を実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 当社グループはコンプライアンス規程を制定し、全ての使用人に周知徹底を図ると同時に、高い倫理観を持って事業を運営していくことが不可欠との認識のもと、研修による啓蒙活動や、当社内部監査部門でのトレース、チェックの充実・強化を図っております。
- (ロ) 当社グループの取締役の職務執行については毎月開催される当社の取締役会において報告され、法令遵守による業務執行の周知徹底を図ると共に、各取締役の業務執行状況について相互牽制機能が働く体制をとっております。毎月開催される常務会及び事業部長会議の場でもトレース、チェックを行う体制を敷いております。また、監査役においてもその職責に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する順法状況を検証する体制をとっております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
- 取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報につき情報管理規程、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行っております。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
- (イ) リスク管理規程を定め、損失の危機管理を行うとともに、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し定期的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督しております。
- (ロ) 当社グループにおける自然災害、事故、法令違反等潜在的に存在する普遍的リスクについては防災マニュアル、コンプライアンスマニュアルを制定し、保険の付保や研修、監査室の監査を通じその防止と強化に取り組んでおります。
- (ハ) 有事においては当社社長を本部長とする対策本部を設置し対応策等危機管理にあたることとしております。事業リスクについては業務を担当する取締役のほか執行担当者は自己の担当領域についてのリスク管理体制を構築する責任と権限を有しております。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社グループでは、取締役会において取締役会規程に基づき、経営の基本方針その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとしております。あわせて、当社においては取締役会の決定事項に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を委譲しております。
- (ロ) 取締役は定時及び臨時の取締役会においての業務執行報告により、その執行状況を適切に監視し、業務執行の適正及び効率性を確保しております。
- (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制その他の当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- (イ) 当社は業務の適法性、企業倫理性を確保すべく子会社管理規程を制定し、グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備しております。
- (ロ) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、子会社管理については各関連事業部と企画室が連携してあたっております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう対応することとしております。
- (7) 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- (イ) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。
- (ロ) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとしております。
- (8) 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制
- (イ) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役へ報告するものとしております。
- (ロ) 当社の内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告するものとしております。
- (9) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- コンプライアンス規程に基づき、監査役への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備しております。
- (10) 監査役は職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。
- (11) その他監査役監査が実効的に実施されるための体制
- (イ) 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図っております。
- (ロ) 監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備しております。
- (12) 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため内部統制方針書を策定し、有効且つ効率的な財務報告に係る全社統制、業務プロセス等、内部統制の整備、運用、評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 当社グループは、反社会的勢力対応規程を定め、暴力団等反社会的勢力と一切の関係を持たないとの企業倫理確立に努めており、反社会的勢力との関係はありません。
- (2) 反社会的勢力との関係遮断はコンプライアンスの精神に則り対応するとともに企業防衛の観点からも不可欠であり、その潜在的リスクに対しては全ての役員、使用人に対し啓蒙活動を行うことにより対応しております。具体的には反社会的勢力対応規程に基づき、新規の取引開始時だけでなく継続して反社会的勢力との取引の有無を確認することにより反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- (3) 反社会的勢力からの要求や接触方法が近年巧妙になる傾向があることを踏まえ「反社会的勢力対応マニュアル」を全ての役員、使用人に対して配布し、啓蒙活動に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社としては、株主・投資家の皆様や地域社会をはじめとするあらゆる方々に当社グループをより深く理解していただくことを目的として、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則にもとづく重要情報並びに投資判断に影響を与えらると思われる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております。

(2) 会社情報の適時開示に関する社内体制

当社の「内部情報管理規程」にもとづき管理本部長が情報の管理を統括し、会社情報の適時開示を行うこととしております。

(3) 適時開示手続き

(イ) 金融商品取引法、証券取引所の定める適時開示規則及び当社「内部情報管理規程」に基づき、当社(子会社を含む)に係る重要な決定事実、重要な発生事実及び決算に関する情報は、所管部署から管理本部長に報告され、その後常務会において協議し、適時開示規則に定められた事項に該当するかどうかの判断を行い、該当する場合は、当該情報保有部門・関連部門・関連子会社等並びに当該関連社員等に対し、インサイダー取引の未然防止のために、当該情報管理の徹底を図っております。

(ロ) 重要な決定事実及び決算に関する情報は、定時または臨時の取締役会(監査役出席)の決議を経た後、速やかに情報開示担当部署(管理本部総務部)を通じて適時開示を行い、あわせて当社ホームページにも掲載して、当該情報の周知を図っております。

(ハ) 重要な発生事実に関する情報は、社内各部門(子会社を含む)で発生次第管理本部長に報告され、常務会において協議した後、直近の取締役会(監査役出席)にて報告・了承されております。

(ニ) 適時開示規則の定めでは開示義務に該当しないと思われる会社情報に関しても、投資家の投資判断や得意先との取引等に影響を及ぼすと判断されるもの等については、上記と同様積極的な開示・公表に努めております。

(ホ) 金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書等の報告書類は、管理本部において、上記に準じて財務局へ提出された後に、財務局及び証券取引所で開示・縦覧され、あわせて当社ホームページにも掲載しております。

参考資料: 当社の適時開示までの流れに関しては、巻末の(参考資料)【適時開示体制の模式図】をご参照ください。

[illegible]

The organizational chart of ARLINK Co., Ltd. is structured as follows:

- Top Level:** 報道機関 (Media), 証券取引所 (Securities Exchange), and ホームページ (Homepage) are connected to the 取締役会 (Board of Directors).
- Board of Directors (取締役会):** Connected to the 総務部 (General Affairs Department).
- General Affairs Department (総務部):** Connected to the 常務会 (Executive Committee).
- Executive Committee (常務会):** Includes 会長 (Chairman), 社長 (President), 専務 (Executive Director), 常務 (Senior Executive Officer), and 常勤監査役 (Executive Auditor).
- Management Department (管理本部長):** Connected to the Executive Committee and receives information from 財務部 (Finance Department), 総務部 (General Affairs Department), and 経理部 (Accounting Department).
- Information Collection and Management (情報収集・管理):** This function is supported by 財務部, 総務部, and 経理部.
- Subsidiaries (子会社):** These provide 発生事実 (Occurrence Facts) to the 所管部署 (Responsible Department) within the parent company.
- Parent Company (アルインコ株式会社):** The central entity receiving information from subsidiaries and managing internal departments.
- Other Important Information (その他の重要な情報):** This information is also fed into the Management Department.
- Decision Making (決定事実):** This information is processed by the 所管部署 and then flows up to the Board of Directors.
- Calculation Information (決算情報):** This information is processed by the 経理部 and then flows up to the Board of Directors.